



2024年3月7日

各 位

上場会社名 株式会社T&K TOKA
代表者 代表取締役社長 高見沢 昭裕
(コード番号 4636 東証プライム)
問合せ先責任者
常務取締役管理統括本部統括本部長 関根 秀明
(TEL 03-3963-0511)

臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2024年2月28日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2024年2月28日に公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社BCJ-74（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことであったため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、本日付「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上となり、株式併合は行われなかったこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年6月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2015年7月8日から2045年7月7日まで）
- ② 2016年6月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2016年7月6日から2046年7月5日まで）
- ③ 2017年6月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2017年7月11日から2047年7月10日まで）
- ④ 2018年6月21日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2018年7月11日から2048年7月10日まで）
- ⑤ 2019年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（行使期間は2019年7月11日から2049年7月10日まで）

- は2019年7月10日から2049年7月9日まで)
- ⑥ 2020年6月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（行使期間は2020年7月9日から2050年7月8日まで）
 - ⑦ 2021年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（行使期間は2021年7月8日から2051年7月7日まで）

以 上